

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	発電機水素ガス冷却系水素マニホールド入口弁（H2ポンペ接続用）1台のグラウンド部に微少リークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	計器設定に関する確認において、廃棄物処理系シャワードレンタンク（A）等水位計（7台）の計器仕様表等に記載のヘッド補正值と実測値の間に不整合が認められたため、是正処置を実施	C	
3	1号機	プロセス計算機の燃料域水位信号入力点（C057・C058）において、エラーメッセージ（オーバーフロー）の頻発が認められたため、当該入力回路を点検・校正	D	
4	2号機	スクリーン洗浄水系バー回転式トラッシュピット洗浄水配管の点検時、洗浄水配管のハウジング接続部より漏えいが認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置取替工事において、制御盤（25-109F）改造後のシーケンス試験時、冷却水ポンプ制御用タイマーに動作不良が認められたため、当該タイマーを交換	D	
6	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（ACH2-10）ファン点検時、防水板・蝶番の腐食による点検口扉の外れが認められたため、当該扉を修理	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（ACH2-10）ユニットの絶縁抵抗測定時、圧縮機（A系）のケーブル絶縁抵抗値に管理値外れが認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
8	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（ACH2-9）の点検時、電線管中継箱の底板に腐食が認められたため、当該中継箱を修理	D	
9	2号機	搬出物品測定時、ドライウェル内フレキシブル電線管の取替工事に使用した運搬台車1台の一部に、搬出基準汚染密度を超える汚染が確認されたため、当該台車を回収及び対応検討	D	
10	3号機	残留熱除去海水ポンプ（A系）出口ストレーナ差圧計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
11	5号機	N○3重油タンク付帯設備A重油移送配管において、トレンチ内配管の一部に腐食が認められたため、当該配管を交換	D	
12	6号機	タービン建屋補機冷却系サージタンク水位調整弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで